



令和6年度 霧島市社会福祉協議会 成年後見センター

市民後見人養成講座

(いろはの「ろ」(応用研修)・フォローアップ研修)

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方に対して財産管理や契約のお手伝い等を通し、法律面や生活面で支援する制度です。

誰もが人としての尊厳を保ち続け、最期まで自分らしく地域で安心して暮らすことのできる『地域共生社会』の実現のため、市民後見人の活躍が求められています。

日時

※全6日間 金曜日 9:00~12:30(受付 8:45~)

令和6年 10月4日(金)・11日(金)・18日(金)

11月8日(金)・15日(金)・22日(金)

対象者

次の①から④のすべてに当てはまる方が受講できます。

①霧島市在住で、令和7年3月31日時点の年齢が、満18歳以上75歳以下の方。

②成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意があり、かつ、心身共に健康である方。

③原則として、講座の全カリキュラムを受講できる方。

④受講後、市民後見人(市民後見サポーター)あるいは利用支援員として活動いただける方。

定員

20名程度(希望者が定員を超えた場合、抽選を行うことがあります。)

開催場所

霧島市国分総合福祉センター(霧島市国分中央三丁目33番10号)

受講料

無料(ただし、テキスト代が別途必要となる場合があります。)

申込方法

下記の「参加申込書」をFAX等によりご提出ください。

申込締切：令和6年9月30日(月)当日必着

注：この講座を修了することにより、成年後見業務に携わることを保証するものではありません。



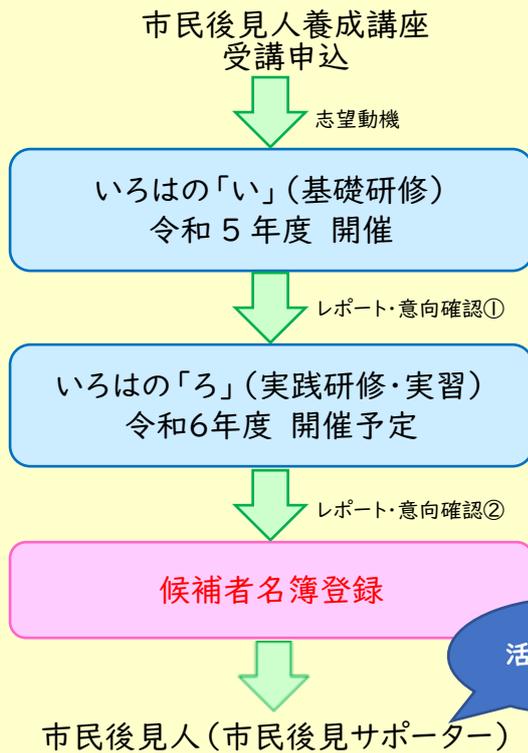
市民後見人養成講座(令和6年度応用研修・フォローアップ研修) 参加申込書

ふりがな 氏名		生年月日	昭和・平成	年	月	日	歳
住所		電話番号	自宅:				携帯:
申込講座	いろはの「ろ」(応用講座) ・ フォローアップ(令和4年度までに受講された方)						
志望動機							

Fax : 0995-64-0687

※裏面もご確認ください。

市民後見人(市民後見サポーター)になるまでの流れ



【令和6年度 市民後見人養成講座カリキュラム】

時間	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目
	10月4日(金)	10月11日(金)	10月18日(金)	11月8日(金)	11月15日(金)	11月22日(金)
8:45~9:00	受付	受付	受付	受付	受付	受付
9:00~10:00	開講式 オリエンテーション 対人援助の基礎 (権利擁護の理念を含む)	実務Ⅰ 成年後見 申立手続	実務Ⅱ 成年後見申立 手続の実践 (ロールプレイ)	実務Ⅲ 課題演習 (事例報告と検討)	実務Ⅲ 課題演習 (事例報告と検討)	関連制度②
10:00~10:10	休憩(多少前後します)					
10:10~11:10	対人援助の基礎 (権利擁護の理念を含む)	実務Ⅰ 成年後見 申立手続	実務Ⅱ 成年後見申立 手続の実践 (ロールプレイ)	実務Ⅲ 課題演習 (事例報告と検討)	地域福祉活動と 社会資源	関連制度③
11:10~11:20	休憩(多少前後します)					
11:20~12:20	対人援助の基礎 (権利擁護の理念を含む)	実務Ⅰ 成年後見 申立手続	実務Ⅲ 課題演習 (事例報告と検討)	実務Ⅲ 課題演習 (事例報告と検討)	関連制度①	レポート提出 閉校式
12:20~12:30	事務連絡	事務連絡	事務連絡	事務連絡	事務連絡	事務連絡

※ 内容は変更する場合があります。



◎主催・お問合せ・お申し込み先◎

社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会 成年後見センター
〒899-4332 霧島市国分中央三丁目33番10号
Tel 0995-45-1557 / Fax 0995-64-0687
担当: 山口・平野・中村